

『H26年度法人税調査事績 申告漏れ4年ぶり増加へ』

国税庁は先般、平成26事務年度における法人税等の調査事績を発表した。法人税については、大口・悪質な不正計算が想定される法人9万5千件(前年比4.9%増)について実地調査を実施。非違があった7万件(同6.1%増)のうち不正計算があったのは1万9千件(同10.2%増)であった。**4年ほど減少が続いた申告漏れ所得金額は増加に転じ8,232億円(同9.6%増)、うち不正所得金額は2,547億円(同16.7%増)。追徴税額は1,707億円(同7.3%増)となった。**

事業を行っていると思われる無申告法人に対しては2,719件(同4.7%減)の実地調査を行い、32億円(同4.7%減)を追徴課税。うち意図的な稼働無申告法人は252件(同18.9%増)、追徴税額は17億円(同16.3%減)となった。

海外取引法人等に対しては1万3千件(同5.5%増)の実地調査が行われ、海外取引等に係る非違があった3千4百件(同1.5%増)で申告漏れ所得金額2,206億円(同23.7%増)を把握した。

不正発見割合が最も高かった業種は例年通り「バー・クラブ」で57.1%。不正1件当たり不正所得金額では「パチンコ」が5,722万円と突出し、「電気通信機械器具卸売」の2,543万円が続いた。



『行き過ぎた節税対策に歯止め 税制調査会資産課税討議にて』

さる平成27年10月27日開催の税制調査会(第25回総会)の資産課税討議の中で、実務家の委員より、税調は税の基本的枠組みを決める場であることは承知の上、課税の公平性で見逃せない事象があるとして、タワーマンションの節税対策への疑義が述べられた。

『タワーマンションを使って評価額を圧縮しよう』といった広告まで出ている状況はいかかなものか。たとえば財産評価基本通達通り評価して取得価額の1/3になることが妥当かどうか。一部の資産家だけしか使えない対策で時価と評価額の乖離が大きすぎるものは是非見直して欲しい』との意見に、事務局は国税庁と協議の上、適切に対応する、とした。

報道(税のしるべ)によると、それを受けて国税庁が「現行の家屋の評価方法は、固定資産税評価に準拠していることから、財産評価基本通達を改正する場合には、他の公的評価の取扱いにも配慮する必要があります。実質的な租税負担の公平の観点から看過しがたい事態がある場合にはこれまでも同通達6項を活用してきたところです。今後も適正な課税の観点から6項の運用を行いたいと考えております。」とコメントした、としている。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com